



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月22日
第473号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県税規則の一部を改正する規則 (税政課)	1
※滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則 (DX推進課)	3
○ 告 示	
※滋賀県建設工事請負契約約款の一部改正 (監理課)	4
生活保護法による医療担当機関の指定 (健康福祉政策課)	4
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療担当機関の指定 (健康福祉政策課)	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	5
都市計画の変更 (都市計画課)	5
河川法に基づく工作物の保管 (流域政策局)	5
○ 公 告	
街区境界調査成果の認証公告 (県民活動生活課)	6
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	6
公共測量終了公告 (監理課)	9
指定管理者公募公告 (都市計画課)	9
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	10
落札者決定の公告 (びわこポートレース局)	10
○ 企 業 庁 規 程	
※滋賀県企業庁に係る行政手続き等におけるインターネット利用等に関する規程の一部改正	11
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
落札者決定の公告	11

規 則

滋賀県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第57号

滋賀県税規則の一部を改正する規則

滋賀県税規則 (昭和25年滋賀県規則第55号) の一部を次のように改正する。

別記様式第8号の2の5 (表) を次のように改める。

様式第8号の2の5

法人県民税
法人事業税・特別法人事業税
更正・決定・加算金額決定通知書
兼納付通知書

次のとおり更正決定しましたから通知します。この通知に基づき不足税額および不足税額に対する延滞金額または加算金額については、納付書により、指定納期限までに納付してください。

※ 裏面のお知らせをお読みください。

この通知により (14)+(41)+(47)+(48)+(49)+(50)+(51)+(52)+(53) 円
指定納期限 年月日
更正決定の理由

年月日 滋賀県 県税事務所長 印

(表)

Table with columns: 管理番号, 区, 申告区分, 申告期, 申告年月日, 課税標準額, 更正決定額(税率%), 既納付額, 既納付額(税率%), 課税標準額, 課税標準額(税率%), 課税標準額, 課税標準額(税率%). Rows include 県民税 (本県分, 特別寄附金税額控除額, 税額控除超過相当額), 事業税 (所得金額, 所得金額(増損)の金額), 法人県民税 (法人所得金額, 法人所得金額(増損)の金額), 法人事業税 (法人所得金額, 法人所得金額(増損)の金額).

注 不申告加算金および重加算金については、法第72条の4第5項または法第72条の4第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の率(%)および加算金額を記載しています。

付 則

- 1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第8号の2の5による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

 滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第58号

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県知事等に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規則(平成16年滋賀県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表地方自治法(昭和22年法律第67号)の項の次に次のように加える。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	第167条の16第2項において準用する第167条の7第2項(契約保証金の納付に代えることができる知事が確実と認める担保の提供(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供に限る。)の部分に限る。)
-----------------------	---

別表滋賀県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成26年滋賀県規則第4号)の項の次に次のように加える。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)	第10条第4項(第25条第5項および第34条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第4項、第31条の8、第32条第2項、第32条の3および第53条第1項(第62条において準用する場合を含む。)
------------------------	--

別表滋賀県立高等技術専門校の設置および管理に関する条例(平成3年滋賀県条例第18号)の項の次に次のように加える。

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号)	第14条第1項および第17条第1項
----------------------------------	-------------------

別表滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)の項の次に次のように加える。

滋賀県公害防止条例(昭和47年滋賀県条例第57号)	第21条から第23条まで、第26条(第37条において準用する場合を含む。)、第27条第3項(第37条において準用する場合を含む。)、第29条の9第4項(第50条の5第4項において準用する場合を含む。)、第30条から第32条まで、第49条第1項、第50条第1項および第50条の2第1項
滋賀県公害防止条例施行規則(昭和48年滋賀県規則第10号)	第29条の4第4項および第7項
滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例(昭和54年滋賀県条例第37号)	第8条から第10条まで、第13条および第14条第3項

別表滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)の項の次に次のように加える。

滋賀県危機管理センターの設置および管理に関する条例(平成27年滋賀県条例第56号)	第4条第1項
---	--------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

滋賀県告示第448号

滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

第4条の2中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

第34条の2第11項中「の規定は、第3項または第7項」を「および第3項の規定は第4項」に改め、「ついで」の右に「、第3項の規定は第8項の規定による請求があった場合について、それぞれ」を加え、同項を同条第12項とし、同条第10項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第35条第1項中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条第2項中「第34条の2第8項」を「第34条の2第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 受注者は、第1項または前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

第37条の2第9項および第38条第3項中「第34条の2第8項」を「第34条の2第9項」に改める。

第51条中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改める。

付 則

この告示は、令和5年12月22日から施行する。

滋賀県告示第449号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名 または名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人堀齒科医院	医療法人堀齒科医院 理事長 堀宏之	蒲生郡日野町松尾二丁目25番地	令和5.10.1

滋賀県告示第450号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、法による医療支援給付のための医療担当機関として、次のものを指定した。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

医療機関の名称	開設者の氏名	医療機関の所在地	指定年月日
---------	--------	----------	-------

	または名称		
医療法人堀齒科医院	医療法人堀齒科医院 理事長 堀宏之	蒲生郡日野町松尾二丁目25番地	令和5.10.1

滋賀県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ぜげこころのクリニック	大津市馬場二丁目9番1号 I B O T S U 2階	病院・診療所	松長正成	令和5.12.1
キリン堂薬局彦根後三条店	彦根市後三条町631番地	薬局	石田博彦	令和5.12.1
カルム薬局	野洲市久野部198番地1	薬局	金由希	令和5.12.1
こむぎ訪問看護ステーション	米原市多和田1031番地3	訪問看護	—	令和5.12.1
訪問看護ステーションさくらんぼ	大津市真野四丁目21番34号	訪問看護	—	令和5.12.1
訪問看護ステーションスイッチオン安土	近江八幡市安土町下豊浦 5079番地41	訪問看護	—	令和5.12.1

滋賀県告示第452号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
育成医療・更生医療	キリン堂薬局彦根後三条店	彦根市後三条町631番地	薬局	石田博彦	令和5.12.1
育成医療・更生医療	カルム薬局	野洲市久野部198番地1	薬局	金由希	令和5.12.1
育成医療・更生医療	訪問看護ステーションスイッチオン安土	近江八幡市安土町下豊浦 5079番地41	訪問看護	—	令和5.12.1

滋賀県告示第453号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき大津湖南都市計画道路を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 都市計画の種類 大津湖南都市計画道路 3・4・18号 関津平野線、3・4・60号 志賀駅前線
- 都市計画を変更する土地の区域 大津市関津一丁目から同市平野まで、大津市木戸から同市木戸まで
- 図書の縦覧場所 滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2番1号

滋賀県告示第454号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第4項の規定に基づき工作物(動産)を保管したので、同条第5項の規定に

基づき次のとおり告示する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 保管した工作物(動産)の名称等

保管した工作物(動産)			保管した工作物(動産)の放置された場所	除去した時 日	保管を始めた時 日	保管の場所
名称または種類	形状	数量				
エリ(ポール およびロープ)	長さ 約15~ 17.5m 直径 5cm	約1,000本	彦根市柳川町地先 琵琶湖敷	令和5.12.8 11時	令和5.12.8 12時	彦根市松原町 字大黒3756番 1

- 2 保管した工作物(動産)の返還に係る事項 保管した工作物(動産)について返還を求める場合は、令和6年6月8日までに滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室または滋賀県湖東土木事務所に申し出なければならない。
大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部流域政策局河川・港湾室 電話番号 077-528-4156
彦根市元町4番1号 滋賀県湖東土木事務所管理調整課 電話番号 0749-27-2243

公 告

街区境界調査成果の認証公告

大津市杉浦町および中庄一丁目の各一部における街区境界調査成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定に基づき街区境界調査成果として認証したので、同法第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 調査を行った者の名称 大津市
- 調査を行った時期 令和3年7月から令和4年3月まで
- 成果の名称 大津市杉浦町および中庄一丁目の各一部の街区境界調査図および街区境界調査簿
- 調査を行った地域 大津市杉浦町および中庄一丁目の各一部
- 認証年月日 令和5年11月30日

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ野洲 野洲市小篠原1000番地
- 変更した事項
 - 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 西喜多浩
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社オーエムツーミート 東京都港区芝大門2-4-7 代表取締役 大越勤ほか11者
 - 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 代表取締役 西喜多浩
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社オーエムツーミート 東京都港区芝大門2-4-7 代表取締役 児玉光二ほか11者
- 変更年月日 アについては令和5年10月1日、イについては令和5年9月24日
- 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の名称の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の変更のため
- 届出年月日 令和5年11月30日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
野洲市環境経済部商工観光課 野洲市小篠原2100番地1

(2) 縦覧期間 令和5年12月22日から令和6年4月22日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年4月22日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 モンデジュール長浜 長浜市北船町1番15号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

(1) 変更前 徳田博美 長浜市末広町240番地17ほか5者

(2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか4者

3 変更年月日 令和5年1月20日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業者を行う者の退店のため

5 届出年月日 令和5年11月30日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和5年12月22日から令和6年4月22日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年4月22日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ彦根 彦根市大東町2番17号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ダイレクトショップ 彦根市西今町1番地 代表取締役 西村公一ほか7者

(2) 変更後 株式会社ダイレクトショップ 彦根市西今町1番地 代表取締役 松澤恒雄ほか7者

3 変更年月日 令和5年2月16日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和5年11月30日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号

(2) 縦覧期間 令和5年12月22日から令和6年4月22日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年4月22日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 えちがわショッピングセンター 愛知郡愛荘町愛知川58

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか11者

(2) 変更後 小西宏 近江八幡市上田町1394番地ほか12者

3 変更年月日 令和4年4月1日

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入店のため

5 届出年月日 令和5年11月30日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町安孫子825番地

(2) 縦覧期間 令和5年12月22日から令和6年4月22日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年4月22日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウン瀬田川 大津市瀬田一丁目31番1号

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役 鈴木誠ほか7者

(2) 変更後 株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番1号 代表取締役 鈴木誠ほか7者

3 変更年月日 令和3年1月24日ほか

4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所等の変更のため

5 届出年月日 令和5年11月30日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和5年12月22日から令和6年4月22日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和6年4月22日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 湖南市東寺二丁目
- 3 作業の終了日 令和5年11月24日

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
 - (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。以下「都市公園」という。)
 - (2) 所在地 草津市北山田町ほか、草津市志那町ほか、守山市木浜町ほかおよび野洲市吉川
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
 - (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
 - (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
 - (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
 - (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定の基準
 - (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
 - (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
 - (1) 受付期間および受付方法 令和6年1月18日(木)および令和6年1月19日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和6年1月19日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
 - (2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281
- 6 募集要項の配布
 - (1) 配布期間 令和5年12月22日(金)から令和6年1月19日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (2) 配布場所 5(2)に示す場所
- 7 説明会 令和5年12月27日(水)午後2時から、滋賀県大津合同庁舎6階6D会議室(大津市松本一丁目2-1)において説明会を行う。
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

指定管理者公募公告

滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米

川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

1 指定管理者を公募する施設の概要

- (1) 名称 滋賀県営都市公園(湖岸緑地能登川地区、新海薩摩地区、薩摩宇曾川地区、曾根沼地区、犬上川大藪地区、松原米川地区、長浜南浜地区および大浜安養寺地区に限る。以下「都市公園」という。)
- (2) 所在地 東近江市栗見新田町ほか、彦根市新海町ほか、彦根市柳川町ほか、彦根市三津屋町ほか、彦根市大藪町ほか、彦根市松原町ほか、長浜市鐘紡町ほかおよび長浜市大浜町ほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務
- (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務
- (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務
- (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務
- (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 指定の基準

- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画の内容が都市公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

5 申請の手続

- (1) 受付期間および受付方法 令和6年1月18日(木)および令和6年1月19日(金)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
申請書類の提出は、持参または郵送とする。また、郵送の場合は、書留郵便で、令和6年1月19日(金)午後5時必着とする。なお、電子メールおよびFAXでの提出は認めない。
- (2) 受付場所 滋賀県土木交通部都市計画課公園魅力向上推進室 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館5階 電話 077-528-4281

6 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年12月22日(金)から令和6年1月19日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 配布場所 5(2)に示す場所

7 説明会 令和5年12月27日(水)午後2時から、滋賀県大津合同庁舎6階6D会議室(大津市松本一丁目2-1)において説明会を行う。

8 その他 詳細は、募集要項による。

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

大津市が令和5年12月22日に変更した大津湖南都市計画道路に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県大津土木事務所管理調整課 大津市松本一丁目2-1

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年12月22日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 AI 予想補助ツール導入・保守運用業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部びわこボートレース局 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 落札者を決定した日 令和5年9月25日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社ほくつう 関西支店 支店長 和田直己 大津市瀬田六丁目3番19号
- 5 落札金額 95,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年7月28日(金)

企 業 庁 規 程

滋賀県企業庁規程第6号

滋賀県企業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程(平成16年滋賀県企業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和5年12月22日

滋賀県企業庁長 東 郷 寛 彦

本則中「の左欄に掲げる法令または条例等の同表の右欄に掲げる規定」を削り、「滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)第5条」を「滋賀県企業庁に係る行政手続等におけるインターネット利用等に関する規程(平成16年滋賀県企業庁規程第2号)別表」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表

法 令 ま た は 条 例 等	条 項
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	第167条の16第2項において準用する第167条の7第2項(契約保証金の納付に代えることができる知事が確実と認める担保の提供(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供に限る。)の部分に限る。)
滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)	第5条第1項
滋賀県工業用水道条例(昭和43年滋賀県条例第23号)	第3条、第7条第2項において準用する第3条、第8条第1項ただし書および第3項、第14条第2号ならびに第20条第2項および第3項
滋賀県工業用水道条例施行規程(昭和47年企業庁規程第11号)	第8条、第13条および第14条第1項

付 則

この規程は、令和5年12月22日から施行する。

病 院 事 業 庁 公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和5年12月22日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 密封小線源治療システム 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和5年11月27日(月)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社千代田テクノル大阪営業所 大阪府吹田市江坂町2丁目1番43号
- 5 落札金額 141,900,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年10月24日(火)